

## 鳥取大学風紋祭実行委員会 規約

第1条 本会は、風紋祭実行委員会と称する。

第2条 本会は学生相互の親睦を深め、実行委員会活動の発展を目的とする。

第3条 本会は、鳥取大学学部生によって組織される。

第4条 本会は、次の目的達成のための活動を行う。

- ・鳥取大学の学園祭である風紋祭の運営
- ・春フェスの運営

第5条 本委員会は、次の役員をおき、任期を1年とする。

代表	1名	本委員会を代表し、全体を統括した上で円滑な運営を促す。
副代表	1名	代表の補佐を務める。
会計	1名	運営費の管理、会計報告書の作成を行う

第6条 入部希望者は、入部届を提出すれば入部することができる。

第7条 部費は原則として存在しない。

第8条 会計は、会計報告を毎年1回行わなければならない。

第9条 改正には、会議への出席者の2/3以上の承認が必要。

第10条 本団体規約は平成25年5月23日から施行する。